

# 平成31年 2月 教育委員会定例会会議録

○日 時 平成31年2月1日（金） 13：30～14：50

○場 所 有明庁舎 1階 相談室

○出席委員の氏名

教 育 長 森 本 和 孝  
委 員 松 本 正 弘  
委 員 本 多 直 行  
委 員 立 花 博  
委 員 森 み ず き

○欠席委員 なし

○委員以外の出席者の氏名

教 育 次 長 伊 藤 太 一 教育総務課長 菅 幸 博  
学 校 教 育 課 長 古 瀬 唯 二 社会教育課長 松 本 恒 一  
ス ポ ー ツ 課 長 浅 田 寿 啓 学 校 教 育 課  
( 指 導 主 事 ) 平 田 賢  
書 記 ( 総 務 班 長 ) 吉 本 昇

○傍聴者 なし

○議事日程

- 開 会
- 第 1 会期決定
  - 第 2 会議録署名委員の指名
  - 第 3 前会会議録の承認
  - 第 4 教育長報告及び各課1月行事報告
  - 第 5 議案上程

第2号議案	島原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則	原案 可決
第3号議案	島原市学校運営協議会規則	修正 可決
第4号議案	島原市所蔵古文書調査事業指導委員会設置要綱	原案 可決
第5号議案	島原市所蔵古文書調査事業指導委員会委員の委嘱について	原案 可決

第 6 号議案	平成 3 0 年度有馬スポーツ賞の交付について	原案 可決
---------	-------------------------	----------

第 6 次回定例教育委員会日程について

第 7 その他

(1) 報告事項

① 2月行事予定について

(2) その他

①平成30年度有馬スポーツ賞表彰式の日程について

第 8 閉会

【会議録】

<b>開会 (13:30)</b>	
森本教育長	みなさん、こんにちは。 それでは2月定例会を開会いたします。
<b>第 1 会期決定</b>	
森本教育長	まず、日程第1「会期の決定」を議題といたします。 会期は、本日1日とすることよろしいでしょうか。 (「はい」の声)
森本教育長	それでは、会期は本日1日と決定いたします。
<b>第 2 会議録署名委員の指名について</b>	
森本教育長	次に、日程第2「会議録署名委員の指名」を行います。 会議録署名委員に松本委員、そして本多委員を指名しますので、よろしくお願ひします。  (「はい」の声)
<b>第 3 前会会議録の承認</b>	
森本教育長	次に日程第3「前会会議録の承認」を議題といたします。1月7日に行いました定例会の会議録につきましては、お手元に配付してございます。ご覧いただきまして、何かお気づきの事がありましたら、ご意見をお願い致します。

森本教育長	<p>それでは字句の訂正を除きまして承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>それでは承認いたします。もし字句の訂正等がございましたら、後でも結構ですので、事務局までお伝えください。</p>
森本教育長	

**第 4 教育長報告及び各課 1 月行事報告**

森本教育長	<p>次に、日程第 4 「教育長報告及び各課 1 月行事報告」を議題といたします。</p> <p>1 月 2 3 日の市長へ当初予算に関する意見書の提出、並びに午後から大三東小学校でのふれあい給食へのご参加ありがとうございました。</p> <p>昨日行われました、県教育委員会が主催の「わいせつ行為等防止のための講演会」についてお知らせします。資料を配付しております。</p> <p>この講演会の目的は、そこに書いてありますとおり「わいせつ行為等防止のための自己分析チェックシート」を県教育委員会が導入すると。そのことについての意義、及び実施方法につきまして、教職員への周知徹底を目的として、私達市町教育委員会、それから各小・中学校の校長、及び県立学校の校長等へ対しての専門家（このチェックシートの作成者）による講演会が実施されました。実は、このチェックシートの導入については、私達も全く聞き及んでいませんでしたので、驚きを隠せなかったわけであります。この講演会の講師の紹介ですけれども、資料の 3 枚目に講師のプロフィールが付いております。これは N P O 法人性犯罪加害者の処遇制度を考える会、及び性障害専門医療センター 代表理事の福井先生という方でありました。この先生の話の骨子というのは、性犯罪が後を絶たないと。性犯罪の被害者を無くすためには、性犯罪の加害者を無くすことが一番である。そのためには、加害者に対する治療を施すことが一番大切になるでしょうと。その大きなコンセプトの元での講演でありました。性犯罪者の特徴として、異常な性愛、性行為ですね。異常な行為をする者は、小さい頃から児童虐待とか、あるいは事故によって脳に障害を負っているケースが非常に多い訳でありま</p>
-------	---

す。それから異常性愛者ということで、本人の自覚があっても精神科の先生の医療の対象にならないと。いわゆる保険の対象にならないということで、なかなか進んで行っていないということでありました。性犯罪の被害者を無くすためには、そういった人達へのケア、加害者へのケアが大事なんです。ということで話がありました。学校に絞って言えば、教職員の1割については「小児性愛者」、いわゆる児童・生徒を対象としたそういった異常性愛者が1割は居るということです。すべてがそういう行為に及ぶとは限りませんが、そういった者に対してのケアをする必要があると。あるいは、治療をする必要があるという事です。治療の具体的な例を仰ったのは、「性欲を減退させればいいんだ」ということでした。「ホルモン等を投与して、性欲を減退させるのが一番なんですよ。」という話でしたけれども、今回は、1割は居ると見られる教職員の異常性愛者(小児性愛者)について自己分析をしてもらって、本人の主体的意思によりカウンセリングや治療を行うものであるというような講演の内容でしたけれども、講演の後段が非常に長くて具体的な実施方法についての説明が一切無かったわけです。実施方法については、資料の5枚目と6枚目に書いてあります。1番の実施の目的については、自己分析チェックシートを活用して、自らが気づき陥りやすい危険性を理解し、その抑止のために自ら行動することを目的とする、ということでした。実施対象者は、すべての教職員です。実施時期は、各所属・各学校で「服務規律強化月間」というのを年3回やっておりますので、その中でやってもらうこととなります。チェックシートの実施方法については、資料に書いてある3種類をこの先生が作ってらっしゃるということです。心と性に関するチェックシート、小児性愛者など男性用です。

2番がセクハラ・パワハラの男性用、次がセクハラ・パワハラ的女性用です。これを校長が教職員に配って、これを教職員が自ら回答して、自己採点します。個人情報になりますので、管理職には一切教えないで自分で採点して、自分で「おかしいな…」と感じた時には、相談機関へ相談する。この相談機関の先生が、昨日の講師の先生であります。「1回目の相談は無料ですよ。」と。その後については、おそらく継続してケアするやり方ではないかと。そういったことでやるというでしたけれども、この資料についてあまり説明が無かったので、一体どうなるんだ

	<p>ろうと私も納得しないまま帰ってきたわけであります。</p> <p>県教育委員会としては、昨日、記者会見まで行っておりますので実施するのは間違いないだろうと思いますが、もう少し丁寧な説明が必要だったのでは、と私は思っております。</p> <p>私からの報告は以上です。引き続き各課から1月の報告をしてください。まず、教育総務課からお願いします。</p>
菅 課 長	教育総務課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（教育総務課）」の内容説明。
古 瀬 課 長	学校教育課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（学校教育課）」の内容説明。
松 本 課 長	社会教育課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（社会教育課）」の内容説明。
中 島 班 長	スポーツ課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（スポーツ課）」の内容説明
森本教育長	ただ今の報告につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。
松 本 委 員	自殺対策は大人もでしょうけれど、子どもで自殺願望のある子はどのくらいいますか。リストカットしたりする中学生とかですね。
学校教育課	ただ今資料を持ち合わせておりませんので、調べてから報告します。
松 本 委 員	ハッキリとした人数まではいいですから、いるかないか程度で結構です。
古 瀬 課 長	いるとは思いますが。中学校(担当)の指導主事の話では、以前リストカットしている中学生がいたということで、その子が今いるのかわかりません

<p>松本委員</p> <p>古瀬課長</p> <p>松本委員</p> <p>古瀬課長</p> <p>松本委員</p> <p>森本教育長</p>	<p>が、中学生にはいると思います。いないということは無いと思います。</p> <p>そうですね。中学生では、思春期にリストカットする子が多いですね。それで、万ーリストカットした時の対策というか、ケアは心の相談員だけでされるんですか。</p> <p>いいえ。学校では担任は勿論、養護教諭、管理職などの教職員がケアをしまして、それから心の相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、そしてこども課、児童相談所などの関係機関ですね。そして何よりもやはり家庭訪問をしまして、保護者と情報共有して、子どもの心に寄り添って指導を心掛けるようにしております。</p> <p>中には「家庭での問題あり」がリストカットに繋がるケースもあるので、家庭の中まで踏み込んで行くというのも、なかなか難しいですね。</p> <p>そういう時には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが家庭まで出向いて保護者と面談して、学校との間に入ってもらうこともあります。</p> <p>わかりました。</p> <p>よろしいでしょうか。他にありませんか。</p> <p>他にご意見等が無いようでしたら、次にいってよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
<p><b>第 5 議案上程</b></p>	
<p>森本教育長</p> <p>森本教育長</p>	<p>それでは、日程第5「議案上程」に入ります。</p> <p><b>第2号議案</b></p> <p><b>島原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則</b></p> <p>第2号議案について、提案理由を説明してください。</p>

菅 課 長	<p>第2号議案の説明を申し上げます。島原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則であります。提案理由は、島原市東京学生寮が廃止されたことに伴い所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものであります。改正の中身としましては、「別表第1、及び別表第2を次のように改める。」という内容であります。議案集6頁以降に規則の新旧対照表を添付しております。3頁に教育委員会の公印規則を添付しております。その第4条に公印を規定しております。公印の名称、ひな形、番号、書体、寸法、用途及び個数は別表第1のとおりとし、そのひな形は別表第2のとおりとする、と規定しております。この中で新旧対照表の7頁、東京学生寮長の欄を削除しようというものであります。合わせて別表第2、ひな形からも東京学生寮長の公印欄を削除しようというものであります。東京学生寮については、平成26年6月定例会において東京学生寮設置条例の廃止が可決されて、同年9月に廃止しております。その後、普通財産に所管替えを致しまして、昨年5月に学生寮の土地及び建物を約1億9,400万円余りで落札され、昨年9月定例会で奨学基金貸付基金、教育文化振興基金、スポーツ振興基金それぞれに繰出し、積み立てを行ったところであります。学生寮廃止後も諸事務が発生する可能性がありましたので状況を見ておりましたが、一定の整理が付いたということで今回、学生寮長の公印を廃止しようとするものです。以上で説明を終わります。</p>
森本教育長	<p>第2号議案について、提案理由の説明がありました。ご質問、ご意見がありましたらお願い致します。</p>
森本教育長	<p>よろしいでしょうか。ご意見等ありませんか。無いようでしたら、第2号議案につきましては承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
森本教育長	<p>それでは第2号議案は、原案のとおり承認いたします。</p> <p>続きまして第3号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>

### 第3号議案

#### 島原市学校運営協議会規則

古瀬課長

配付しております資料をご覧ください。これは6月定例教育委員会での文部科学省からのコミュニティスクールという資料と、平成29年4月の長崎県教育委員会から出されました、長崎版コミュニティスクールと同じ内容のものです。今回の議案の説明資料として提出しています。

議案集10頁から14頁をご覧ください。第3号議案 島原市学校運営協議会規則について、説明します。学校運営協議会制度が導入された理由として、これまでの「地域に開かれた学校」より一步踏み込んだ形として、学校長の学校運営や子育てに対する目標やビジョンを、地域住民や保護者と共有し、地域と一体となって子供達を育てる、地域と共にある学校として地域住民や保護者に対して学校教育に参画してもらう、ということが大きな狙いとなります。学校運営協議会の委員は教育委員会が委嘱しまして、委員は地方公務員の特別職となります。また、本制度の大きな特徴として3点あります。資料3枚目の4、学校運営協議会制度の主な機能として載せてあります。1点目は、協議会は校長が作成する学校運営の基本方針の承認をすること。2点目は、協議会は学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べること。3点目は、協議会は教職員の任用に際して、教育委員会に意見を述べることとなっております。現在、県内では6市町、佐世保、佐々、壱岐、時津、大村、東彼がコミュニティスクールを導入しており、全国的には約3,000校以上で導入されております。県教育委員会は、平成32年度までにすべての市町において、学校運営協議会制度いわゆるコミュニティスクール制度を導入するよう計画しております。そこで、本市においてコミュニティスクール導入に係る、島原市学校運営協議会規則を制定しようとするものであります。提案理由として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の六 第1項の規定により、島原市学校運営協議会規則を定めるものです。参考として同法の条文を14頁に掲載しております。島原市学校運営協議会規則について簡単に説明いたします。10頁の第1条 目的、第2条 趣旨、第3条 設置については、ご覧いた

だけだと思います。第4条 学校運営に関する基本的な方針の承認として先程3点述べましたうちの1点目になります。協議会の承認事項を4点載せております。第4条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 学校経営計画に関すること。
- (3) 組織編成に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項に関すること。

となっております。第5条です。学校運営等に関する意見の申し出、ということで、先程申し上げました2点目がこれになります。協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。ということです。11頁の2項が3点目になります。協議会は、対象学校の職員の採用その他任用に関する事項について、当該学校の校長を通して、任命権者に対して意見を述べることもできます。となっております。それから第8条 委員の任命ということで委員の資格として、8項目列挙しております。

- (1) 児童又は生徒の保護者
- (2) 対象学校の地域の住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者、図書ボランティア、あるいは学校ボランティア等が考えられます。
- (4) 対象学校の校長
- (5) 教職員
- (6) 学識経験者、退職校長・教頭が考えられます。
- (7) 関係行政機関の職員としまして、市のこども課、保健センター、少年センター、あるいは県南保健所などが考えられます。
- (8) その他、教育委員会が必要と認める者、などです。

その3項です。委員の定数として、30人以内ということで設定しました。この理由としては、第一中学校の学校支援会議の委員が現在30名であります。第一小学校の学校支援会議の委員が現在25名で、他の学校はこれらよりも少ないので上限を30人としました。以上で説明を終わります。

森本教育長	<p>第3号議案について、提案理由の説明がありました。じっくりとご覧いただいて、ご不明な点、ご質問がありましたらお願い致します。</p>
本多委員	<p>学校運営協議会の規則を制定するにあたって、これまでの小中学校の形態からコミュニティスクールに移行するとなれば、地域の理解は必要ですけれども、学校教育に関する市長部局あるいは教育委員会の統一的な方向性というものが重要だと思うんですよ。地域と連携してやる学校になるわけですから。そういった観点から、今回コミュニティスクールに向けて、あらかじめ整理を図るというように認識しています。そうするとこの協議会の委員は、非常勤の地方公務員という形になるわけですね。そうしますと、報酬を出すのか否か、そういった問題もありますし、報酬を出す場合には島原市報酬費用弁償条例に基づいてその条例に入れ込むか、あるいは市長と協議して「学校で決定しなさい」とかになるんですね。その辺をどのようにするのか、お考えがありますか。</p>
古瀬課長	<p>非常勤特別職の地方公務員という事になるんですけれども、報酬は各自治体で決めてよいことになっております。先程述べました自治体では、時津は、委員報酬はありません。佐世保、大村、佐々、壱岐、東彼については委員報酬はあります。一応島原市としましては、報酬無しということで行きたいと考えております。理由は、市報酬費用弁償条例を調べましたところ、1回につき5,600円を委員に支払うことになっております。委員数を30名として14校、1回につき5,600円と高額になります。勿論抑えても構わないんですが、他の委員が1,000円、2,000円とありますので、釣り合いを考えますとこの委員だけというわけにはいかないのかなと考えております。今までの学校支援会、学校評議員あたりでは、みなさん無償で学校や地域のために協力していただいておりますので、今までどおり無償で地域へご協力をいただければと思いついて、今のところ報酬は考えておりません。</p>
本多委員	<p>仰ったように無報酬という形もいいわけですよ。財政事情とか今の実態を勘案したところでいいわけですけれども、いずれにしても報酬を</p>

	<p>出すのか否か、市長部局と十分協議されておくのがいいのではという気がします。誤解があるようですが、5,600円というのは決まっていません。別表に入れ込むのは5,600円にというのがあるかもしれませんが、たしか金額があってそれぞれの任命権者が決める場合は5,230円とかいう金額があって、「それ以下で協議して決めなさい」となっています。だからその辺はゼロであっても、あるいは千円であっても教育委員会で決めてしまうというよりは、その辺は協議されるのがいいのでは、という感じがします。よそのところを見ると1,000円というのがあるんですね。</p>
古瀬課長	<p>佐世保市が1回1,100円の5回の人数、あと壱岐市はまとめて10万円という予算内で分けて支払う形ですね。大村市では、回数ではなく委員報酬として1人いくらとして出しているところもあるようです。</p>
本多委員	<p>この規則の中には、報酬の規定が無いわけですよ。ですから、無報酬にするのか有償にするのかというところもありますけれども、報酬については「無報酬にする」とするのか、あるいは「別に定める」という形であるのかというのが一般的な考え方だと思うんですが、この規則の中ではおそらく一番最後の条項の補則で、「その他に関しては別に教育委員会で定める」となっているから、そういう理解でいいですよ。ね。「教育委員会で決める」ということになると、その報酬も教育委員会で決めてしまうということになりませんか。たとえば教育委員会という部分を削除して「別に定める」としてもいいのでは、という気がします。</p>
古瀬課長	<p>第18条の補則の内容ですね。検討したいと思います。</p>
本多委員	<p>十分ご検討いただければと思います。</p>
森本教育長	<p>ありがとうございました。他にご意見はありませんか。</p>
立花委員	<p>確認とお尋ねをしますけれど、今の補則のところ、古瀬課長が身分について話されました。学校運営協議会の委員は特別職の非常勤地方公務員であると。それとか本多委員の謝金の件、それについては第18条</p>

で触れられるのかなと思っていましたが、この学校運営協議会の委員さんと、先程例に出された学校評議員、学校支援会議の委員さんと、同じ扱いなんですか。同じであれば「評議員も支援会議の委員も無報酬・無謝金だったので…」という言い方でいいと思いますが、同じなのかどうか頭の中で整理が付かなかったので…それが1点。それと、学校運営協議会の機能が3つあると。その1つが、学校運営の基本的な方針の承認、これが機能1。これは必須ですよ。2つ目の機能が、学校運営に関する意見の申出。これは任意ですよ。3本目の柱が2本目の柱の中に入っているの、第5条の中に入れていいものかどうか。学校職員の任用についても任意でしょうけど、第5条に含めていいのか、別途起こした方がいいのか、そこがよくわかりませんでした。あえて意見の申出の中に入れられた根拠というか、「任意だからここに一緒に括ったんですよ」ということなんですか。その辺をおしえてください。

古瀬課長

まず1点目の、支援会議の委員さんと運営協議会の委員さんは違います。今までの評議委員さんや学校支援会議の委員さんは教育委員会から委嘱をした形でしたけれども、きちんとした身分として特別職の地方公務員としての身分が与えられております。2点目の、第5条については、第5条が学校運営等に関する意見の申出というところを頭に置いておきまして、その意見の申出ということでこの3項について、意見の申出の形として同じような形で並べました。

立花委員

意見の申出の大きな括りの中に入れた、ということですね。はい、ありがとうございました。

森本教育長

ありがとうございました。他にご意見はありませんか。

松本委員

この学校運営協議会と支援会議とは、どのくらい違いますか。

古瀬課長

市として、行政としての関わりというか、規則を定めなければならない重さというんですかね。支援会議は支援会議の規則でいいと思いますが、この運営協議会は行政として市としての規則としての位置付けと、

	<p>委員の身分の位置付けと言いましょか、特別職の公務員としての位置付けということで、今までの学校支援会議とは大きく違うところです。あと、先程申し上げました3点です。学校運営に関する校長の方針の承認をする、というのは必須のことでありまして、そこが大きな仕事になっております。それから、踏み込んだ形で教職員の任用についても意見を述べることができる、というところが支援会議との大きな変更点になっております。</p>
<p>松本委員</p>	<p>「学校運営に関する校長の方針の承認をする」となると、教育委員会はどういう立場になりますか。学校運営は校長の権限でしょうけれど、学校運営の相談があったときは…。</p>
<p>古瀬課長</p>	<p>教育委員会としては12頁の第15条、「協議会の適正な運営を確保するために必要な措置」というところで教育委員会の関わりを述べております。「教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適性を欠くことによって対象学校の運営に現に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。」第2項として「教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう、必要な情報提供に努めなければならない。」ということで、教育委員会は任せっぱなしではなくて、校長の学校運営方針が適切に、あるいは適正に行けるよう指導や助言をこの協議会に行うことができるようになっております。</p>
<p>松本委員</p>	<p>今私が質問したのは、地域住民がどのくらい理解出来るのか。「これは役員だけの会議だよな。子供と言いながら、学校と言いながら役員だけの会議か。」となるのでは…。まず子供でしょ。役員だけの会議という認識に、地域の方から誤解されないような施策を行っていただきたい。支援会議も元々は各種団体の長が充て職で来て、校長が学校訪問資料のダイジェスト版みたいなものを出して、1時間程度で説明を終わって。殆ど消化会議じゃないですか。それならいろいろと混み合わなくても、もう少しシンプルに出来ないものかと思います。そして、地元から</p>

古瀬課長	<p>「自分達の孫は、自分達で守るんだ。」ぐらいの盛り上がりが出来ないものか。ただ、タイトルだけで頭でっかちで、土台が無いというのは如何なものでしょうか。</p> <p>私の認識としては甘くて、支援会議の延長ぐらいにしか捉えていませんでした。地域の方も支援会議の名前が変わったぐらいだろうと。また、支援会議の役員に任しておけばいいのではないかと、という認識はたしかにあるんじゃないかと思います。そういうところの周知啓発をこれから図って行って、地域ぐるみで地域全体で子育て、学校教育を応援していただけるような取り組みにこれをしていかなければ、学校支援会議と何んら変わらないというような形だったら、ただ単に名前を変えただけの、また同じような形になりますね。ご意見を伺いながら、周知啓発に努めてまいりたいと思います。</p>
松本委員	<p>コミュニティスクールと付けた時に、地域の方がどれくらい理解していただけるかです。</p>
森本教育長	<p>実は、長崎県の場合は学校支援会議を進めてきました。この学校運営協議会制度というのは、平成14年に制度化されましたが進まなかったんですね。長崎県は独自として学校支援会議で行きますから、ということでどんどん進めてきたわけです。今度は学校運営協議会の方は、政府が肝入りで進めろということになりまして、この背景には、学校の衰退ではなく、地域の衰退をなんとかして学校をツールとして作り上げて行こうじゃないか、というような政府の思惑があるわけですね。当然、今は学校の統廃合が進んで行きます。となると、統廃合が進んだら新しい地域づくりが必要になってきますけれども、そのためには学校をツールとして学校に皆で関わって行って地域づくりをしましょうと。それで今どんどん進めているわけなんです。県としてもようやく舵を少し方向転換して、県の言い分としてはこれまでの学校支援会議をベースとして、新しい学校運営協議会制度に切り替えて行きましょう、というようなことを説明しているんですね。なかなかそれが現場には浸透してなかったんじゃないかというのが現実だろうと思います。松本委員が先程仰った</p>

とおりでと思います。学校の会はきちんとした責任ある委員さんになりますので、簡単にこれまでの支援会議を引き継ぐのではなくて、皆んなで例えば第四小学校の子供達はこんな子供達にしましょうよ、というそこを承認する。意見を闘わせる。そこを持って行かないと。いいですか、どうですか、ハイでしょう。…じゃなくて、子供をどうするのと。そこを皆んなで協議をしながらいろんな施策を、というそういったことが非常に大事になってくるでしょうし。これは一応この制度化を教育委員会として致しまして、1年間かけてじっくりと地域の醸成をして行って、32年度には、もし指定できるのであれば指定しましょうと。いや、まだそこまで至ってないというのであれば、32年度になってもしないと。教育委員会としてはそういった考えでいると。県がするから間に合わせようと思ってするのはありません。じっくり地域の皆さん方も理解する。校長、学校職員で対応する。地域も学校も双方の機運が盛り上がったという段階で、じゃあ指定します、学校運営協議会コミュニティスクールとして頑張っていきたいと思います。ということにしたいと思っています。まず1年間はじっくりとそういった取り組みを教育委員会と学校と協力してやっていかなければと思っています。

松本委員

今、教育長が仰ったようにじっくりと煮込んでください。そして段々かすれて行けば委員だけ残って、名称だけが残ってしまったら困りますので。本当の目的まで達しなかったら困りますので。

森本教育長

形だけだったら、やめた方がいい気がします。

本多委員

組織の形骸化になってしまうわけですね

立花委員

今の教育長の話聞いて、自分も学校の立場でしか見てなかったな、という思いを新たにしたのですけれど…。どちらかというと、支援会議にしても評議委員制度にしても、学校長の立場でこれを見ながらイメージトレして、こんな場合に校長だったらどうしたんだろうか、と考えながら今日臨んでいるんですが…。例えば、自分が作成した学校経営計画を提案したとしますよね、この協議会の中で。自分が提案したことに対し

て、今の教育長の話聞くまでは、それは学校長として適か不適か、いい方向に行くのかどうか。ということ地域の人が、この校長の学校運営・学校経営がいい方向に行こうとしてるのかダメなのか、ということ議論する場だというような思いが強かったんです。そうじゃなくて、その地域の子供達の将来像をどのように見据えて、学校として例えば委員さんの地域の住民の方、あるいは学校運営に資する活動を行う方にこちらから投げかけて、そして地域の子供達を育てて行こうかという発信者になっていくのかなという気がするんです。だからそのところを1年と仰いましたが、じっくりと現場に浸透するようにして行かないと良くないのかなと思います。それと、この後にはおそらくコミュニティスクールがくると思うんですけど、その前に学校運営協議会というのがあるのかということ、じっくり吟味されて取り組んで行かれるのがいいのかなという気がします。

松本委員

学校運営協議会と子供と初めはスタートしたけれど、子供を置いてきぼりにしないようにしていただきたい。目的は子供のためですから、途中で子供が付いて来なくなったら、では困りますから。

古瀬課長

校長の運営を中心ではなくて、子供達を中心据えた学校運営協議会制度にして行きたいと考えます。ありがとうございます。

森本教育長

この運営協議会の第2条の趣旨にもありますけれども、児童生徒の健全育成に取り組むんだということを忘れないように。まず1年間、学校長達にも地域の住民にも十分説明して進めて行きたいと思います。

それではよろしいでしょうか。他にご意見等ありませんか。

(「はい」の声)

森本教育長

無いようでしたら、第3号議案につきましては、承認してよろしいでしょうか。字句の修正がありましたら、事務局までお知らせください。

(「はい」の声)

<p>森本教育長</p>	<p>それでは第3号議案は、一部字句を修正して承認といたします。        続きまして第4号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p> <p><b>第4号議案</b>  <b>島原市所蔵古文書調査事業指導委員会設置要綱</b></p>
<p>松本課長</p>	<p>議案集の15頁をお願いします。第4号議案 島原市所蔵古文書調査事業指導委員会設置要綱について説明いたします。</p> <p>提案理由は、島原市が所蔵する古文書のうち、未整理資料の目録の作成に向けた調査及び整理を円滑に実施するため、島原市所蔵古文書調査事業指導委員会を設置しようとするものであります。条を追って説明いたします。第1条は設置でありまして、島原市が実施する、島原市所蔵古文書調査事業を円滑に実施するため、この委員会を設置しようとするものです。第2条は所掌についてでありまして、第1号は、未整理資料の調査の範囲及び方法に関すること。第2号は、目録の内容に関すること。第3号で、教育委員会への助言に関すること。第4号になりますが、その他委員会が必要と認めること。第3条は、組織等に関することでありまして、委員会は、3人以内の委員をもって組織する。委員は、古文書について専門的な知識を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。第3項で、委員の任期は平成34年3月31日までとする。この期間については、この事業が国の補助事業でありまして、本年度から平成33年度までという事業期間になっておりますので、これに合わせて任期を定めたところであります。第4条は委員長及び副委員長、それから会議に関する事項を規定したところであります。第5条は会議に関する規程になりますが、会議は委員長が招集する。ただし、委員選任後最初に行われる会議は教育長が招集する、と定めております。第6条は意見の聴取でありまして、委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。とするものです。第7条は庶務でありまして、社会教育課が処理する。とするものです。附則ですけれども、この要綱は、平成31年2月1日から施行しようとするものです。以上で説明を終わります。</p>

森本教育長	第4号議案について、提案理由の説明がありました。何か、ご意見がありましたらお願い致します。
本多委員	第2条に所掌事項ということで4項目挙げてますが、この指導委員会の業務内容、役割がよくわかりません。この委員会の必要性が、あるのかどうか。たとえば提案理由には「未整理資料の目録の作成に向けた調査及び整理を円滑に実施するため」となっていますが、たとえば未整理資料があればその評価とか、具体的な価値ですね。そういったところまで踏み込んでされるような組織でしょうか。その辺の設置に向けての考え方をお尋ねします。
松本課長	今回のこの事業での調査の内容について、触れさせていただきます。肥前島原松平文庫に約2万点の資料があります。大きく分けると、約1万点が県有形文化財の肥前島原松平文庫、旧松平家から寄贈があった分です。それから、猛島神社から寄託を受けている島原藩日記約3千冊近くあります。残り約8千点は、これまで未整理の状態です。旧藩士とか旧商家、宮川古文書とか大隅古文書とかありますが、こういう未整理資料の1点1点について、調査して目録を作ろうとするものです。第1条の「市が実施する調査事業」というのが一番大きな位置付けでありまして、市が実施する事業を円滑にするために、たとえばこれらの文書の1点1点について、大きさを計測したりとか、作成された年代を見たりとか、内容について分類したりとか、そういうところを委員の先生方から指導をいただきながら調査を進めて行く。当然、目録を作成するまで円滑に進むように、いろんなアドバイスをいただくというのが主な目的です。第2条の第3項に教育委員会への助言という意味でここに規定しております。ですから、実施するのは教育委員会ですが、調査事業を円滑に進めるためにいろんな打ち合わせ等をしていただいて、助言をいただいて進めて行くということです。この事業の実施についても文化庁から「指導委員会を立ち上げて、会議録等を整理しながら目録作成をすすめてください。」という指導があっているものです。この事業は平成30年度に予算化していますので、これまで9月、12月に予定の作業

	<p>を終えて、次は3月に予定しています。立ち上げについては「2月1日からでも構わない」ということでしたので、こういう形で提案しました。</p>
<p>本多委員</p>	<p>3名の委員、会長、副会長、それとあとお1人おられますね。約8千点もあるのならば、3人の方がそれぞれ受け持って整理していくのですか。それとも、たとえば合意形成というのがあるのですか。</p>
<p>松本課長</p>	<p>これまでの調査実績で言いますと、あとの第5号議案で提案しますが大学教授3名、それに大学から講師の先生が別途3名、それと大学院生が別途6～7名、ですから1回につき13名程度でこの作業をやっています。こういった中で、特にこの3名の教授については調査を進めて行く中で、一定の「こういった方向性で持って行きましょう。」ということをお私たち事務局、実際する側には文化庁の調査官、県の学芸文化課、それと本市の職員も一緒に作業するんですけども、「こういう方向性でやっていきましょう。」という考え方を整理してもらおうということです。実際の作業はこの先生方を含めて、国、県、市教委も含めて16～17名で作業している状況です。ですから、何かを合意形成するという組織ではありません。</p>
<p>本多委員</p>	<p>わかりました。先程、予算措置について説明がありましたが、この3名の委員さん、講師の方や学生さんを入れて16～17名が来られてされますね。委員さんは報償費、そして旅費などされるでしょうが、他の講師の方とかにも支払われるのですか。</p>
<p>松本課長</p>	<p>予算化して同じように支払います。</p>
<p>本多委員</p>	<p>そうですか。わかりました。</p>
<p>松本委員</p>	<p>古文書は、先生方とか十数名来てされますね。その時にバックヤードというか、データとかを別に取り出すのですか。研究されただけで、あーなってこーなってというような歴史とか流れになった時に、万が一、普賢</p>

	<p>岳の噴火災害もあるじゃないですか。猛島も津波でやられるとか。そんな時に、「あー、無くなってしまった。」では具合が悪いので、せっかくされるなら資料を、コピーでもいいですから残すという方向性ですよ。原本はきちんとした処に保管して、あとはコピーを閲覧していただくというか…。</p>
松本課長	<p>現時点では、県有形文化財の1万点については随時マイクロフィルム化をしています。それ以外の資料については、現物保管ということになっております。</p>
松本委員	<p>柳川の古文書館は空調から何からあって、虫食いが入らないようにきれいにしてありましたよね。ここまではしないんでしょ。</p>
松本課長	<p>空調設備はあるにはありますが、締め切った状態でありまして…。正直言って現在の島原図書館の2階の環境は、古文書を保存管理していく設備としては、不足しています。</p>
松本委員	<p>せっかく古文書があって、それなりの歴史を残すなら、最悪の事態も考えないと…。今まで、亜熱帯地域みたいな気温になってきていますよね。そしたら変な虫が発生したり、カビが発生したりというようなこともあろうかと思しますので、その辺の検討もお願いします。</p>
森本教育長	<p>ありがとうございます。他に、ご質問はありますか。</p>
森委員	<p>その委員会は一堂に会されると思いますが、年間どれくらいありますか。どれくらい開催予定になっていますか。</p>
松本課長	<p>平成30年度の実施見込みで行きますと、年3回。そのうちの1回は、2泊3日の日程でやっている状況です。今後もこういった形で続けていく予定です。最終の平成33年度で、目録作成を目指しております。</p>
本多委員	<p>事務的な質問です。この事業は国の補助事業という説明でしたが、委</p>

	<p>員の皆様や付随する皆様の旅費や謝礼は市が負担するということでしたが、そういった経費まで補助対象ですか。</p>
松本課長	<p>補助対象です。今回は旅費や謝金などがメインの経費になります。</p>
本多委員	<p>そうですね。そういった調査目録を作るという一連の業務が対象になっているということですね。わかりました。</p>
森本教育長	<p>それではよろしいでしょうか。他にご質問等ありませんか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
森本教育長	<p>無いようでしたら、第4号議案につきましては、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
森本教育長	<p>それでは、第4号議案は原案のとおり承認いたします。</p> <p>引き続き第5号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p> <p><b>第5号議案</b></p> <p><b>島原市所蔵古文書調査事業指導委員会委員の委嘱について</b></p>
松本課長	<p>第5号議案 島原市所蔵古文書調査事業指導委員会委員の委嘱について説明します。提案理由は、島原市所蔵古文書調査事業指導委員会設置要綱第3条の規定により、委員に委嘱しようとするものであります。委員については、岩崎義則 九州大学准教授、日本近世史、伊藤昭弘 佐賀大学准教授、日本近世史、松尾晋一 長崎県立大学准教授、日本近世史の3人を委嘱しようとするものです。任期については、平成31年2月1日から平成34年3月31日までです。以上で説明を終わります。</p>
森本教育長	<p>第5号議案について、提案理由の説明がありました。何か、ご意見が</p>

	ありましたらお願い致します。
本多委員	この3名の方々から、内諾をいただいていますか。
松本課長	内諾をいただいています。
本多委員	平成34年3月31日までに終わりそうですか。
松本課長	はい。
本多委員	大変ですね。おつかれ様です
森本教育長	それではよろしいでしょうか。他にご質問等ありませんか。 無いようでしたら、第5号議案につきましては、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(「はい」の声)
森本教育長	それでは、第5号議案は原案のとおり承認といたします。 続きまして、第6号議案について説明をお願いします。
	<b>第6号議案</b> <b>平成30年度有馬スポーツ賞の交付について</b>
浅田課長	第6号議案 平成30年度有馬スポーツ賞の交付について説明します。平成30年度有馬スポーツ賞を別紙の者に交付することについて、承認を求めるものです。提案理由としまして、島原市スポーツ振興基金条例第4条第1項の規定により、平成30年度有馬スポーツ賞を交付しようとするものです。次の頁に一覧の者が受賞候補者です。今年は、個人16名、10団体がの承認を受けようとするのです。それぞれ氏名、あるいは団体名、競技種目、所属あるいは代表者名、受賞理由を載せています。参考として、次の頁に島原市スポーツ振興基金条例施行規則と

	<p>交付要領を記載しています。なお、今後、有馬スポーツ賞の表彰日まで に推薦基準に相当する個人・団体があった場合、事務局において受賞者 として処理してよろしいか、併せて承認をいただきたいと思ひます。以 上で説明を終わります。</p>
森本教育長	<p>第6号議案について、提案理由の説明がありました。何か、ご意見が ありましたらお願い致します。</p>
森本教育長	<p>よろしいでしょうか。何かご質問等ありませんか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
森本教育長	<p>それでは、第6号議案につきましては、原案のとおり承認してよろし いでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
森本教育長	<p>それでは、第6号議案は原案のとおり承認いたします。</p>
<p><b>第 6 次回定例教育委員会の日程について</b></p>	
森本教育長	<p>日程第6「次回定例教育委員会の日程について」を議題といたしま す。事務局から提案をお願いします。</p> <p><b>【提案、検討】</b></p>
森本教育長	<p>それでは、次回3月の定例教育委員会を2月22日(金)午後1時30 分から、有明文化会館 2階 会議室 において行います。</p>
<p><b>第 7 その他</b></p>	
森本教育長	<p>次に日程第7「その他」に入ります。(1)報告事項「①2月行事予 定について」各課から報告をお願いします。</p>
菅 課 長	<p>教育総務課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。</p>

古瀬課長	学校教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
松本課長	社会教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
浅田課長	スポーツ課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
森本教育長	各課から報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。
森本教育長	よろしいでしょうか。ご質問等が無いようでしたら、次にいってよろしいでしょうか  (「はい」の声)
森本教育長	それでは、7その他 の (2) その他 について、何か報告がありましたらお願いします。
古瀬課長	ここからは、個人情報保護のため非公開でお願いします。
森本教育長	では、ここからは非公開でよろしいでしょうか。  (「はい」の声)
古瀬課長	教職員及び児童生徒の事故等の報告(非公開)
古瀬課長	以上で報告終わります。
森本教育長	非公開での審議を閉じて委員会を再開します。他にありませんか。
浅田課長	先程、今年度の有馬スポーツ賞についてご審議いただきましたが、今年度の表彰式の日程は3月2日(土)10時から有馬武道館におきまして開催するよう準備を進めております。後日、案内状をお届けしますの

	で、ご参加よろしく申し上げます。
森本教育長	3月2日(土)有馬スポーツ賞の表彰を執り行います。よろしくお願いいたします。 他にありませんか。
本多委員	今年5月1日に天皇の譲位に伴い4月下旬から10連休になりますが、かねてから問題となっておりました教育課程の日程を確保するのが厳しいことが見込まれるわけですが、その辺の考え方とかありますか。
古瀬課長	中学校の校長会から「厳しい」という相談がありました。市教委としても管理規則の解釈を少し緩めまして、「校長の判断で夏休みに授業を行うことができます。ただし、中学校5校を合わせてください。」という旨の話をしております。中学校では、8月27日頃から3日間の計画をされております。
本多委員	わかりました。
森本教育長	他にありませんか。
<b>第 8 閉会 ( 1 4 : 5 0 )</b>	
森本教育長	無いようでしたら、これで本日の2月定例教育委員会を閉会します。

上記のとおり会議の顛末を記載し、ここに署名いたします。

教 育 委 員

教 育 委 員

記 録 職 員